

今後の九州大学の行動指針について

1. 基本方針

- 全国及び福岡県での感染拡大の状況及び学内での感染者の発生を踏まえ、令和2年8月6日より8月31日までの間、再度段階を「3 制限(中)」に引き上げる。
- 9月1日以降の行動制限については直前の状況を踏まえ、改めて判断する。なお、今後、再度の緊急事態宣言及び休業要請等がなされた場合や学内での感染状況によっては段階の引き上げを検討する。

2. 各行動の詳細

(1) 研究活動

- 自宅での作業の可否を十分に検討し、自宅での作業を積極的に行うこととする。なお学内で研究活動を行う必要がある場合には、必要最小限のスタッフの入室、滞在時間短縮の措置を必ず取る。このほか、文部科学省作成の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」(以下「対応ガイドライン」という)に基づき、記載の感染予防策を実施し、各研究室でチェックリストにより対応状況を確認した上で入室、作業に従事させる。

(2) 授業

- 令和2年度夏学期(8月12日(水)まで)については、遠隔授業を原則とし、学部長・学府長の判断により、対面での授業実施が必要かつ秋学期以降への変更が困難な科目及び研究指導等並びに遠隔での成績評価が困難な科目の教室での学期末試験は実施できることとしている。現在の感染拡大の状況を踏まえ、変更可能な授業等については、遠隔への切り替え等を検討する。また、対面での授業等を行うにあたっては、感染防止に厳格に対処し、文部科学省作成の対応ガイドライン記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認した上で実施するものとする。
- 自宅に通信環境が整っていない学生に加え、対面での授業や研究指導等を受けるなどキャンパスを利用する必要がある学生については、キャンパス内で遠隔授業を受講できることとする。

(3) 学生の課外活動

- 学生の課外活動は原則として停止し、課外活動施設は原則として閉鎖する。また、各団体は、各構成員の健康状態を確認し、状況に応じて報告を行うものとする。今後の活動については別に定める。

(4) 事務体制

- ローテーションなどにより最小限の人員による出勤とし、それ以外は積極的に在宅勤務を行うこととする。職員が出勤する部署においては、対応ガイドライン記載の感染予防策を実施し、各執務室でチェックリストにより対応状況を確認したうえで業務に従事する。

(5) 学外者のキャンパス訪問

- 本学関係者以外の不要不急な訪問については、自粛するよう要請する。
- 訪問が必要な場合には、本学での滞在はできるだけ短くし、対応ガイドライン記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認し、感染拡大防止に最大限の配慮をする。特に、感染が急激に拡大している地域等からの訪問についてはその必要性を再考するなどして、十分慎重に対応する。

(6) その他

- 都道府県をまたぐ移動・出張については十分慎重に対応する。特に、1都3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）や大阪府及び沖縄県を含め、感染が急激に拡大している地域等への不要不急の移動・出張については、可能な限り自粛する。なお、外出の際には、感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出や感染リスクが高い活動は避ける。
- 国外への移動・出張については、外務省の感染症危険レベルあるいは危険情報レベルが維持されている限り禁止とする。なお、同レベルが2以下の国で、出国がやむを得ないものとして危機対策本部が承認した場合は移動・出張ができるものとする。
- 附属図書館は感染防止策を徹底したうえでサービス内容、在館時間などを制限して開館する。（[各図書館の最新情報は図書館ホームページ](#)で要確認）
- 各行動を行う際には、感染拡大のリスクを高める「3密」の環境を可能な限り避けつつ、手指衛生、咳エチケットなど基本的な感染予防対策を徹底する。（[「新たなキャンパススタイルについて」](#)を参照）
- 特に、対話時のマスク着用については、改めて徹底を図るとともに、共用

- 物品・公共物に触れた場合の手指衛生等についても注意を図る。
- 公共交通機関利用者は、できるだけ混雑時間帯を避け、3密を回避する。
(昭和バス九大線についてはバス停混雑度可視システム [[itocon](#)] により混雑する時間帯の確認が可能)
 - 通勤、通学の移動時間は可能な限り最短とする。また、ターミナル駅での滞留を可能な限り避ける。
 - 学内で実施するイベントの取扱いについては、イベントの内容、使用する施設の状況、当該施設で行う必要性、感染対策の状況等を勘案して個別に検討する。実施する際には定員(屋内:収容率50%以内、屋外:人との距離を十分に確保(2m))を厳守し、対応ガイドライン記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認したうえで開催し、感染拡大防止に最大限の配慮をする。
 - 感染拡大防止の観点からも各教職員・学生において、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができ、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができる新型コロナウイルス接触確認アプリ([COCOA](#))を登録・活用するよう強く推奨する。
 - 病院教職員及び診療に従事する者は、病院の行動指針等を優先する。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための九州大学の行動指針

令和2年8月6日現在

段階	区分	研究活動	授業	学生の課外活動	事務体制	学外者のキャンパス訪問
0	通常					
1	一部制限	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で研究活動を継続して行うことができます。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で授業を行います。	感染拡大防止への最大限の配慮を各学生(団体)に求めた上で課外活動を許可します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ通常どおりの勤務を行います。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、学外者の訪問に対応します。
2	制限(小)	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、教員・研究員・学生等の研究スタッフ(以下「研究室関係者」という)は現場での滞在時間を極力減らし、自宅での作業が可能か検討する必要があります。	原則として、遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。	各学生(団体)に活動の自粛を求めるとともに、体育館等の課外活動施設の一部を閉鎖します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、時差出勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、本学関係者以外の訪問をできるだけ少なくするよう工夫します。
3	制限(中)	現段階での実施が必要な実験・研究のために必要最小限の研究室関係者が研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は積極的に自宅での作業を行うこととします。なお、立ち入る際であっても現場での滞在時間を可能な限り減らすこととします。	原則として、遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。	各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	大学機能維持のため、ローテーションなどにより最小限の人員による出勤とし、それ以外は積極的に在宅勤務を行うこととなります。	本学関係者以外について不要不急な訪問を自粛するよう要請します。
4	制限(大)	以下の研究室関係者に限り研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。 ①継続した実験等を行っており、中止すると当該研究の遂行に著しい支障が生じる業務に従事する研究室関係者 ②実験生物の世話等研究材料の維持のために入室の必要がある研究室関係者 ③その他自宅に対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある研究室関係者	遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。	各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	以下の職員に限り出勤の上業務に従事しますが、それ以外は在宅勤務となります。なお、出勤する場合であっても、当番制にするなど出勤回数の低減を図ります。 ①学生の教育、支援等に係る電話相談の対応等の重要かつ緊急の業務を行う者 ②業務システム(会計システム、人事給与システム等)を用いた重要かつ緊急の業務を行う者 ③キャンパスの維持管理のために重要かつ緊急の業務を行う者 ④危機対策に当たる必要がある者 ⑤その他在宅勤務で対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある者	本学関係者以外がキャンパス内に立ち入らないよう要請します。
5	原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部局長など管理監督者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能となり、それ以外の研究室関係者は全員自宅での作業となります。	遠隔・対面を問わず、原則として全ての授業科目の開講を中止します。	各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	施設の維持管理、危機対策担当のための必要最小限の人員による体制とし、それ以外は全員在宅勤務となります。	立ち入りを禁止します。

※ 病院教職員及び診療に従事する者は、病院の行動指針等を優先とします。
 ※ 本指針は今後の状況に応じて、随時見直しを行うことがあります。